

## 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化に関する意見書

今、国民の「こころ」は深刻な状況にあります。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしています。精神科を受診する人は、平成17年には300万人以上、つまり40人に1人以上となっています。

墨田区では、平成22年度において、精神障害者保健福祉手帳の申請者は700人、自立支援医療の申請者は3,172人であり、増加傾向にあります。

厚生労働省においては、「4大疾病」と位置付けて重点的に対策に取り組んできた「がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病」に、精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を平成23年7月6日に決めました。患者数が、糖尿病237万人、がん152万人に対して精神疾患は323万人に上り、重点対策が不可欠と判断されました。

福祉分野については、平成18年から身体・知的・精神の3障害を一緒に支援する障害者自立支援法がつけられましたが、精神疾患による社会生活の困難さは、外からは見えにくく、理解されがたいことなどから、他の障害に比してサービスの基盤体制の整備は立ち遅れていると指摘されています。

また、医療においても、精神科以外の入院病棟は患者16人に対し医師は1人以上ですが、精神科病棟は患者48人に対し医師は1人以上になっています。看護師の配置も一般の医療水準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足です。

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の報告を基に、平成22年4月から家族・当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立しました。

この会議では、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据えて、会議を重ね、現実の危機を早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣に、こころの健康政策についての「提言書」を提出しました。

この中で、①精神医療改革、②精神保健改革、③家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する基本法の制定を強く求めています。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年3月29日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて